

令和6年度
本山町財務書類
(統一的な基準)

目 次

本山町の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要	1
2 本山町の取り組み	2
3 統一的な基準の特徴	2
4 作成基準日	2
5 作成対象とする範囲	3

一般会計等財務書類

1 財務書類の見方	4
2 財務書類四表	5
(1) 貸借対照表	5
(2) 行政コスト計算書	8
(3) 純資産変動計算書	10
(4) 資金収支計算書	12

全体・連結財務書類

1 貸借対照表	14
2 行政コスト計算書	14
3 純資産変動計算書	15
4 資金収支計算書	15

財務書類分析

1 資産形成度	17
2 世代間公平性	23
3 持続可能性	25
4 効率性	28
5 自律性	31

本山町の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。そこで、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきました。

地方公共団体における財務書類の整備については、総務省から平成12年と平成13年に普通会計のバランスシート、行政コスト計算書及び地方公共団体全体のバランスシートのモデルが示され、平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には、平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。さらに東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式と複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていました。このため総務省は平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」を公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」を公表しました。

そして、平成27年1月に発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備の方針が示され、すべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、財政状況やストック情報が「見える化」され、固定資産台帳の整備により公共施設マネジメントが推進されるなど、地方公会計は、財務書類や固定資産台帳を作成するだけでなく、それをわかりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に活用されることが期待されています。

2 本山町の取り組み

こうした状況の中、本山町では、平成28年度決算から、固定資産台帳の整備を行い、統一的な基準による財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても本山町の財務状況がこういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと考えられます。

3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として大きく3つ挙げられます。

発生主義・複式簿記の導入

固定資産台帳の整備

比較可能性の確保

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の令和6年度決算分では令和7年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間(翌年度4月1日から5月31日までの間)の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲

会計区分			
連結	全体	一般会計等	一般会計
			汗見川へき地診療所事業特別会計
		特別会計	国民健康保険事業特別会計
			介護保険事業特別会計
			居宅介護支援事業特別会計
			後期高齢者医療保険事業特別会計
		公営企業	病院事業会計
			簡易水道事業会計
	一部事務組合 広域連合	嶺北広域行政事務組合(一般会計)	
		嶺北広域行政事務組合(介護認定審査事務特別会計)	
		こうち人づくり広域連合	
		高知県後期高齢者医療広域連合	
		高知縣市町村総合事務組合(議員公務災害補償業務)	
		高知縣市町村総合事務組合(交通災害共済業務)	
		高知縣市町村総合事務組合(自治会館管理業務)	
		高知縣市町村総合事務組合(消防補償等業務)	
		高知縣市町村総合事務組合(退職手当事業)	
	地方三公社 第三セクター	本山町社会福祉協議会	
		嶺北シルバー人材センター	
		本山町農業公社	
		株式会社れいほく畜産	

全体財務書類とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めたもので、連結財務書類とは、全体に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

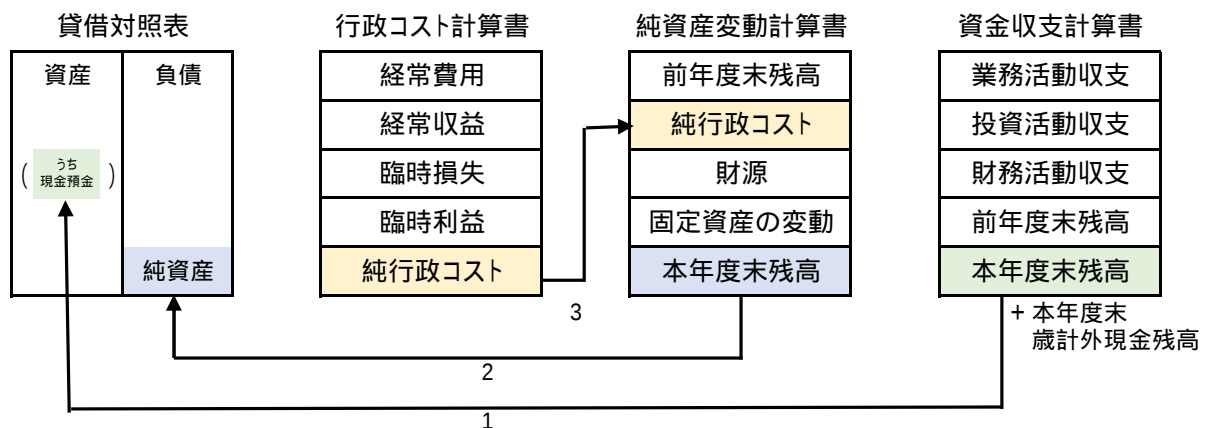
一般会計等財務書類

1 財務書類の見方

発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）は、現金主義・単式簿記の予算・決算情報を補完するものであり、発生主義会計では、現金決済を伴わないコスト取引（非資金取引）が把握されます。例えば、建物や工作物等は使用することや時間の経過によって徐々に価値は低下していきます。その価値の減少を減価償却費という形で把握します。また、退職手当については給料の後払いとしての性格があることから、毎年度、前もって勤務期間にわたり退職手当引当金繰入額として把握します。このように現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金繰入額といったコスト情報、資産・負債のストック情報の把握が可能となります。

また、分析する際には、災害や資産の売却など、単年度毎に特殊な事情がある場合があるので、単年度のみではなく、経年で一定期間の推移を併せて見ることも重要です。

なお、財務書類4表の相互関係は以下のとおりです。



- 1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- 2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- 3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

2 財務書類四表

(1) 貸借対照表(令和7年3月31日現在)

地方公共団体の決算書は、1年間でどのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったかという単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのかという情報は把握ができません。

この貸借対照表では、基準日現在でどれだけの資産や負債があるのかを把握できます。「資産」は、保有する資産の内容や額が記載されています。「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

資産の部	
1. 固定資産	
(1) 有形固定資産	a
事業用資産	
インフラ資産	
物品	
(2) 無形固定資産	b
(3) 投資その他の資産	
投資及び出資金	
投資損失引当金	
長期延滞債権	c
長期貸付金	d
基金	d
その他	c
徴収不能引当金	c
2. 流動資産	
(1) 現金預金	c
(2) 未収金	c
(3) 短期貸付金	d
(4) 基金	d
(5) 棚卸資産	c
(6) その他	c
(7) 徴収不能引当金	c
資産の部合計	
負債及び純資産の部	
1. 固定負債	e
(1) 地方債	e
(2) 長期未払金	f
(3) 退職手当引当金	f
(4) 損失補償等引当金	f
(5) その他	f
2. 流動負債	
(1) 1年内償還予定地方債	e
(2) 未払金	e
(3) 未払費用	e
(4) 前受金	e
(5) 前受収益	e
(6) 賞与等引当金	e
(7) 預り金	e
(8) その他	e
負債の部合計	
(1) 固定資産等形成分	g
(2) 余剰分(不足分)	g
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

< 着目する主な項目 >

a 有形固定資産・減価償却累計額
・取得価額に対する減価償却累計額の比率を見ることで、資産の経年の程度を把握。
減価償却累計額の金額は、財務書類四表の金額を参照。

b 投資及び出資金・投資損失引当金
・投資損失引当金に「印」の金額がある場合、業績がよくない第三セクター等があることを表示。

c 長期延滞債権・未収金
・長期延滞債権・未収金は、税収等の未納があることを表示。
・これらのうち、過去の実績等から、回収が見込めないと推計された金額を徴収不能引当金に計上。

d 基金
・使途を明確に定めて積み立てられているものと、年度間の財源の不均衡を調整するもの(財政調整基金)とが存在。

e 地方債・1年内償還予定地方債
・次年度以降に償還予定の地方債残高を把握。
・臨時財政対策債など、固定資産の取得財源ではない特例的地方債の存在に留意。

f 退職手当引当金
・貸借対照表日に職員全員が退職したと仮定した場合に必要な退職手当額を計上。
・退職手当組合加入団体は、組合における積立額相当額控除後の、将来的に組合に納付が必要となる金額が計上。

g 余剰分(不足分)
・一般的にマイナス表記が多い。
この場合、将来の税収や地方交付税などの財源が収入されると見越して、現世代が将来世代に負担を先送りしていることを表示。

(単位:千円)

貸借対照表					
資産の部			負債及び純資産の部		
勘定科目	一般会計等		勘定科目	一般会計等	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	15,476,299	95.5%	1.固定負債	6,042,006	37.3%
(1)有形固定資産	12,781,673	78.8%	(1)地方債	5,793,438	35.7%
事業用資産	6,596,831	40.7%	(2)長期未払金	-	-
インフラ資産	6,039,189	37.2%	(3)退職手当引当金	248,568	1.5%
物品	145,652	0.9%	(4)損失補償等引当金	-	-
(2)無形固定資産	16,087	0.1%	(5)その他	-	-
(3)投資その他の資産	2,678,539	16.5%	2.流動負債	675,744	4.2%
投資及び出資金	109,245	0.7%	(1)1年内償還予定地方債	609,340	3.8%
投資損失引当金	35,177	0.2%	(2)未払金	-	-
長期延滞債権	110,622	0.7%	(3)未払費用	-	-
長期貸付金	499	0.0%	(4)前受金	-	-
基金	2,496,411	15.4%	(5)前受収益	-	-
その他	-	-	(6)賞与等引当金	38,893	0.2%
徴収不能引当金	3,060	0.0%	(7)預り金	27,511	0.2%
2.流動資産	737,690	4.5%	(8)その他	-	-
(1)現金預金	141,041	0.9%	負債の部合計	6,717,749	41.4%
(2)未収金	3,597	0.0%	(1)固定資産等形成分	16,069,357	
(3)短期貸付金	358	0.0%	(2)余剰分(不足分)	6,573,118	
(4)基金	592,700	3.7%	純資産の部合計	9,496,239	58.6%
(5)棚卸資産	-	-	負債及び純資産の部合計	16,213,989	100.0%
(6)その他	-	-			
(7)徴収不能引当金	6	0.0%			
資産の部合計	16,213,989	100.0%			

表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

これまでに本山町では、一般会計等ベースで約162億円の資産を形成してきました。その資産のうち、78.9%は土地や建物、工作物などの有形固定資産及びソフトウェアなどの無形固定資産で形成されています。また、基金は固定資産、流動資産合わせて約31億円所有しており、資産の19.1%を占めています。

一方で、将来世代が負担すべき負債は約67億円となっており、資産に対して41.4%となっています。負債の多くを占めるのは、地方債が約64億円です。また、地方債の中には、国からの地方交付税措置を受ける臨時財政対策債が約7億円あります。純資産は形成した資産に対して負担の必要がない金額を指しており、資産に対して58.6%となっています。この中で、余剰分(不足分)が約66億円となっていますが、これは基準日時点における金銭必要額を指しており、ほぼ全ての地方公共団体がマイナスになることが予想されます。

用語解説

固定資産

事業用資産…………… 公共サービスに供されている資産でインフラ資産及び物品以外の資産
(例:庁舎、学校、公民館、公営住宅、福祉施設、収益事業の施設など)

インフラ資産…………… 社会基盤となる資産(例:道路、橋、公園、上下水道施設など)

物品…………… 車両、物品、美術品、機械装置等

無形固定資産…………… ソフトウェア、地上権等

投資及び出資金…………… 有価証券、出資金、出捐金

投資損失引当金…………… 連結対象団体への出資金等の実質価額が低下した場合に計上

長期延滞債権…………… 町税や使用料などの滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金…………… 自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
(流動資産に区分されるもの以外)

基金・・・・・・・・・・ 流動資産に区分される以外の基金
 その他・・・・・・・・・・ 上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
 (長期前払金、株式会社のその他の投資等)
 徴収不能引当金・・・・・・・・ 長期延滞債権や長期貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能
 見込額(不納欠損額)を見積もったもの

流動資産

現金預金・・・・・・・・・・ 現金や普通預金を指し、歳計外現金も含む
 未収金・・・・・・・・・・ 町税や使用料などの現年度調定収入未済分
 短期貸付金・・・・・・・・・・ 貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
 基金・・・・・・・・・・ 財政調整基金
 棚卸資産・・・・・・・・・・ 売却を目的として保有している資産
 その他・・・・・・・・・・ 上記以外及び徴収不能引当金以外のもの(前払金、仮払金など)
 徴収不能引当金・・・・・・・・ 未収金や短期貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
 (不納欠損額)を見積もったもの

固定負債

地方債・・・・・・・・・・ 地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの及び、
 地方三公社、第三セクター、一部事務組合等の長期借入金
 長期未払金・・・・・・・・・・ 自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの
 及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
 退職手当引当金・・・・・・・・ 原則期末自己都合要支給額
 損失補償等引当金・・・・・・ 履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体
 財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上
 その他・・・・・・・・・・ 上記以外の固定負債(長期性リース債務等)

流動負債

1年内償還予定地方債・・・ 地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの及び、
 地方三公社、第三セクター、一部事務組合等の短期借入金
 未払金・・・・・・・・・・ 基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、
 または合理的に見積もることができるもの
 未払費用・・・・・・・・・・ 一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点
 において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの
 前受金・・・・・・・・・・ 基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務
 の履行を行っていないもの
 前受収益・・・・・・・・・・ 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点にお
 いて未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
 賞与等引当金・・・・・・・・ 基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費
 預り金・・・・・・・・・・ 基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
 その他・・・・・・・・・・ 上記以外の流動負債(短期性リース債務等)

(2)行政コスト計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金繰入額などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の町税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すことになります。

こうしたコストを把握することは、町の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せずに、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

経常費用	1	< 着目する主な項目 > a 減価償却費 行政を執行する立場からは、1年間に費消した固定資産(償却資産)の金額を表す項目である。一方で、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示しているとの見方もできる。
1.業務費用	a	
(1)人件費 (2)物件費等 内、減価償却費 (3)その他の業務費用		
2.移転費用		
(1)補助金等 (2)社会保障給付 (3)他会計への繰出金 (4)その他		
経常収益		
1.使用料及び手数料		
2.その他		
純経常行政コスト	2	1 人件費、物件費、移転費用(補助金)などを発生額で計上 2 経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定 3 臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト(税を主とする一般財源等で賄うべきコスト)を算定
臨時損失	3	
臨時利益		
純行政コスト		

(単位:千円)

行政コスト計算書		
勘定科目	一般会計等	
	金額	割合
経常費用	4,013,684	100.0%
1.業務費用	2,342,160	58.4%
(1)人件費	900,395	22.4%
(2)物件費等	1,398,802	34.9%
内、減価償却費	587,142	14.6%
(3)その他の業務費用	42,964	1.1%
2.移転費用	1,671,524	41.6%
(1)補助金等	1,176,037	29.3%
(2)社会保障給付	199,090	5.0%
(3)他会計への繰出金	157,779	3.9%
(4)その他	138,618	3.5%
経常収益	105,455	2.6%
1.使用料及び手数料	50,166	
2.その他	55,289	
純経常行政コスト	3,908,229	
臨時損失	32,199	
臨時利益	-	
純行政コスト	3,940,428	

注)1

表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため
合計金額に齟齬が生じる場合があります。

注)1 この割合は、受益者負担比率を表しています。(経常収益/経常費用)

毎年継続的に発生する費用である経常費用は約40億円となっています。業務費用と移転費用に分かれており、人件費や物件費などの業務費用が約23億円で58.4%、補助金や他会計への繰出金など外部へ支出される移転費用が約17億円で41.6%となっています。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定資産の1年間の価値の目減り分である減価償却費は約6億円計上されています。

一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などが該当する経常収益は約1億円となっており、経常費用に対して2.6%となっています。この数字は将来的には受益者負担が適正かどうかを検討する場合の一つの材料として使用することが考えられます。臨時的に発生した損益を含めて、最終的な行政コスト(純行政コスト)は約39億円となっています。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては純資産変動計算書で表されます。

用語解説

経常費用

1.業務費用

人件費…………… 職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
物件費等…………… 職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費(消費的性質)、施設等の維持修繕にかかる経費や有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費等
その他の業務費用… 支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など

2.移転費用…………… 住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への繰出金等

経常収益

使用料及び手数料…… 財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭

その他…………… 過料、預金利子、売上収益等

臨時損失…………… 災害復旧事業費、資産除売却損など

臨時利益…………… 資産売却益など

(3) 純資産変動計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

1年間の純行政コストの金額に対して、税収等及び国県等補助金の金額がどの程度あるかを比較することにより、行政サービスの提供に必要なコストが受益者負担以外の財源によってどの程度賄われているかを把握することが可能となります。

前年度末純資産残高
1.純行政コスト
2.財源
(1) 税収等
(2) 国県等補助金
本年度差額
固定資産の変動(内部変動)
資産評価差額
無償所管換等
その他
本年度純資産変動額
本年度末純資産残高

< 着目する主な項目 >

・本年度差額

発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が費消して便益を享受していることを表示。

(単位: 千円)

純資産変動計算書	
勘定科目	一般会計等 金額
前年度末純資産残高	9,506,174
1.純行政コスト	3,940,428
2.財源	3,932,121
(1) 税収等	3,137,807
(2) 国県等補助金	794,315
本年度差額	8,307
固定資産の変動(内部変動)	-
資産評価差額	1,135
無償所管換等	493
その他	-
本年度純資産変動額	9,935
本年度末純資産残高	9,496,239

表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

行政コスト計算書で計算された純行政コスト約39億円に対して、町税や各種交付金、分担金や負担金、他会計からの繰入金である税収等は約31億円、国県からの補助金が約8億円となっており、純行政コストと財源の差額は約0.1億円となっています。

また、無償で取得した資産等の増減を加味した本年度純資産変動額は約 0.1億円となっており、これは現世代によって、将来世代も利用可能な資源を費消したことを意味するものです。

なお本年度純資産変動額には減価償却費などの非資金仕訳が含まれるため資金収支計算書の本年度資金収支額とは一致しません。

用語解説

前年度末純資産残高	前年度末の純資産の額(前年度貸借対照表と一致)
純行政コスト	行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用(行政コスト計算書の「純行政コスト」の符号を反転した数値と一致)

財源

税収等	町税、地方交付税、地方譲与税など
国県等補助金	国庫支出金及び県支出金など
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
その他	上記以外の純資産の変動

(4) 資金収支計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分に分け、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の流動資産の現金預金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行ううえでの収入と支出を表しています。投資活動収支は、主に固定資産形成に関する収入と支出を表しています。財務活動収支とは、地方債等の借入や元金償還に関する支出を表しています。

1.業務活動収支	a
業務支出	
内、支払利息支出	
業務収入	
臨時支出	
臨時収入	
2.投資活動収支	b
投資活動支出	
投資活動収入	
基礎的財政収支	
3.財務活動収支	c
財務活動支出	
財務活動収入	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	
前年度末歳計外現金高	
本年度末歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金高	
本年度末現金預金残高	

< 着目する主な項目 >

a 業務活動収支（経常的な活動に関する収支を集計）

税収、補助金収入等の経常的な収入で、人件費、物件費等の経常的な活動のための支出を賄えているかどうかを表すものであり、投資活動や財務活動の余力があるかを表すものである。業務活動収支は通常プラスになることが望ましく、業務活動収支がマイナスの場合、財政的に良好ではないことがわかる。プラスの場合、業務活動収支のプラスの範囲内で投資活動収支を賄い、さらには財務活動収支も賄うのが一般的である。

b 投資活動収支（投資的な活動に関する収支を集計）

公共施設等の整備や基金の積立て、投資等の投資的な活動に関する支出に対して、補助金や基金の取り崩しによりどれだけ充当したかを表している。投資活動収支は資産形成等が行われればマイナスになることが多く、投資活動収支がプラスの場合は、当年度に基金の取崩が行われたことや資産形成等がほとんどなかったことを示すことが多い。

c 財務活動収支（財務的な活動に関する収支を集計）

財務活動収支は、当年度の地方債等の発行（収入）及び地方債等の償還（支出）の状況を表している。地方債の償還が進んでいる場合には、財務活動収支がマイナスとなるが、財務活動収支がプラスの場合は、地方債等が増加していることを示すため、今後の地方債等の償還に可能となる収入が見込まれるか留意する必要がある。

(単位:千円)

資金収支計算書	
勘定科目	一般会計等
	金額
1.業務活動収支	495,764
業務支出	3,330,146
内、支払利息支出	2,034
業務収入	3,842,701
臨時支出	16,790
臨時収入	-
2.投資活動収支	374,819
投資活動支出	700,042
内、基金積立金支出	57,997
投資活動収入	325,223
内、基金取崩収入	90,902
基礎的財政収支	90,074
3.財務活動収支	92,179
財務活動支出	605,279
財務活動収入	513,100
本年度資金収支額	28,766
前年度末資金残高	246,592
本年度末資金残高	113,530
前年度末歳計外現金高	72,395
本年度末歳計外現金増減額	44,884
本年度末歳計外現金高	27,511
本年度末現金預金残高	141,041

表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

経常的な業務活動収支においては、約5億円の黒字となっています。それに対し、投資活動収支は約4億円の赤字となっています。

主な投資活動支出として、公共施設等整備支出で約6億円、基金の積立支出約0.6億円があります。主な投資活動収入として、公共施設整備に係る補助金が約2億円、基金の取崩収入が約0.9億円あります。

財務活動収支は町債の償還と発行が関わっており、約1億円の赤字となっています。これは、町債を発行した額が償還額よりも少なかったためであり、貸借対照表の負債である地方債の総額の減少につながっています。

全体・連結財務書類

「 本山町の財務書類の公表について(5 作成対象とする範囲)」でも述べたとおり、全体財務書類とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めたもので、連結財務書類とは、全体に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

1 貸借対照表(令和7年3月31日現在)

(単位:千円)

貸借対照表									
資産の部					負債及び純資産の部				
勘定科目	全体		連結		勘定科目	全体		連結	
	金額	割合	金額	割合		金額	割合	金額	割合
1.固定資産	20,288,699	93.4%	21,437,220	93.2%	1.固定負債	9,806,948	45.2%	10,341,558	45.0%
(1)有形固定資産	17,562,577	80.9%	18,230,388	79.2%	(1)地方債	7,607,063	35.0%	7,661,889	33.3%
事業用資産	9,334,488	43.0%	9,946,461	43.2%	(2)長期未払金	-	-	-	-
インフラ資産	7,723,811	35.6%	7,723,811	33.6%	(3)退職手当引当金	300,238	1.4%	779,526	3.4%
物品	504,277	2.3%	560,116	2.4%	(4)損失補償等引当金	-	-	-	-
(2)無形固定資産	16,087	0.1%	16,743	0.1%	(5)その他	1,899,647	8.7%	1,900,143	8.3%
(3)投資その他の資産	2,710,035	12.5%	3,190,088	13.9%	2.流動負債	1,145,778	5.3%	1,204,568	5.2%
投資及び出資金	109,245	0.5%	45,412	0.2%	(1)1年内償還予定地方債	920,213	4.2%	942,408	4.1%
投資損失引当金	35,177	0.2%	-	-	(2)未払金	83,079	0.4%	98,235	0.4%
長期延滞債権	116,291	0.5%	116,553	0.5%	(3)未払費用	-	-	2,264	0.0%
長期貸付金	499	0.0%	504	0.0%	(4)前受金	-	-	379	0.0%
基金	2,496,411	11.5%	2,958,482	12.9%	(5)前受収益	-	-	-	-
その他	26,552	0.1%	72,930	0.3%	(6)賞与等引当金	106,827	0.5%	116,732	0.5%
徴収不能引当金	3,787	0.0%	3,793	0.0%	(7)預り金	35,659	0.2%	41,388	0.2%
2.流動資産	1,425,219	6.6%	1,563,686	6.8%	(8)その他	-	-	3,161	0.0%
(1)現金預金	254,600	1.2%	300,716	1.3%	負債の部合計	10,952,726	50.4%	11,546,126	50.2%
(2)未収金	256,468	1.2%	310,635	1.4%	(1)固定資産等形成分	21,173,209		22,324,019	
(3)短期貸付金	358	0.0%	358	0.0%	(2)余剰分(不足分)	10,412,017		10,867,682	
(4)基金	884,152	4.1%	886,441	3.9%	(3)他団体出資等分	-	-	1,383	
(5)棚卸資産	16,348	0.1%	46,347	0.2%	純資産の部合計	10,761,192	49.6%	11,457,719	49.8%
(6)その他	15,664	0.1%	21,561	0.1%	負債及び純資産の部合計	21,713,918	100.0%	23,003,846	100.0%
(7)徴収不能引当金	2,371	0.0%	2,372	0.0%					
3.繰延資産	-	-	2,940	0.0%					
資産の部合計	21,713,918	100.0%	23,003,846	100.0%					

表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

2 行政コスト計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

行政コスト計算書				
勘定科目	全体		連結	
	金額	割合	金額	割合
経常費用	6,320,958	100.0%	7,550,624	100.0%
1.業務費用	4,201,503	66.5%	4,805,590	63.6%
(1)人件費	2,002,597	31.7%	2,272,126	30.1%
(2)物件費等	2,018,268	31.9%	2,337,758	31.0%
内、減価償却費	778,935	12.5%	850,223	11.3%
(3)その他の業務費用	180,638	2.9%	195,706	2.6%
2.移転費用	2,119,455	33.5%	2,745,034	36.4%
(1)補助金等	1,916,171	30.3%	2,532,179	33.5%
(2)社会保障給付	199,090	3.1%	199,090	2.6%
(3)他会計への繰出金	-	-	-	-
(4)その他	4,193	0.1%	13,765	0.2%
経常収益	1,318,483	20.9%	1,620,852	21.5%
1.使用料及び手数料	1,104,824		1,119,600	
2.その他	213,659		501,251	
純経常行政コスト	5,002,475		5,929,772	
臨時損失	33,871		24,494	
臨時利益	367		6,427	
純行政コスト	5,035,979		5,947,839	

表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

注)1 この割合は、受益者負担比率を表しています。(経常収益/経常費用)

3 純資産変動計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

純資産変動計算書		
勘定科目	全体	連結
	金額	金額
前年度末純資産残高	11,144,821	11,846,572
1.純行政コスト	5,035,979	5,947,839
2.財源	4,755,980	5,630,072
(1) 税収等	3,355,534	3,809,806
(2) 国県等補助金	1,400,446	1,820,266
本年度差額	22,773	317,767
固定資産の変動(内部変動)	-	-
資産評価差額	1,135	1,135
無償所管換等	1,399,227	1,399,227
他団体出資等分の増加	-	-
他団体出資等分の減少	-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-	32,544
その他	1,296,733	1,296,733
本年度純資産変動額	383,629	388,853
本年度末純資産残高	10,761,192	11,457,719

表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

4 資金収支計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

資金収支計算書		
勘定科目	全体	連結
	金額	金額
1.業務活動収支	513,282	522,863
業務支出	5,478,766	6,643,489
内、支払利息支出	47,321	48,075
業務収入	6,010,143	7,184,447
臨時支出	18,462	18,462
臨時収入	367	367
2.投資活動収支	422,281	435,454
投資活動支出	754,894	782,308
内、基金積立金支出	85,997	95,296
投資活動収入	332,613	346,854
内、基金取崩収入	90,902	105,095
基礎的財政収支	133,417	125,685
3.財務活動収支	127,071	131,248
財務活動支出	994,071	998,248
財務活動収入	867,000	867,000
本年度資金収支額	36,070	43,838
前年度末資金残高	263,159	318,286
比例連結割合変更に伴う差額	-	1,330
本年度末資金残高	227,089	273,118
前年度末歳計外現金高	72,395	72,438
本年度末歳計外現金増減額	44,884	44,839
本年度末歳計外現金高	27,511	27,598
本年度末現金預金残高	254,600	300,716

表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

財務書類分析

統一的な基準による地方公会計の整備により、従来の決算統計や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における健全化指標等、既存の指標に加え、地方公共団体が保有する資産・負債に関する新たな指標を算出することにより財政状況を多角的に分析することが可能となります。分析の5つの視点で考えられる主な指標は下図のとおりですが、当該年度の類似団体比較（数値分析・指標分析）や経年比較（数値・指標の増減分析）により分析することが重要です。

ただし、これらの指標については、全体の大まかな傾向を把握するためには有用ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があること、経費の性質的には計算に含めるべきもの（又は除くべきもの）が、必ずしも加除されていないこと等から、分析結果を読み解く際には複数年度の傾向を踏まえた分析を行うなど留意が必要です。

なお、これらの指標に基づき、類似団体との比較分析を効率的に進めるために、各地方公共団体の指標を比較可能な形で示す方法の検討については、地方公共団体の財務書類の公表の進捗を踏まえ、引き続きの課題として認識する必要があります。今回の分析では、一般会計等の金額を用いて指標を算出しています。

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	▶住民一人当たり資産額 ▶有形固定資産の行政目的別割合 ▶歳入額対資産比率 ▶有形固定資産減価償却率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	▶純資産比率 ▶社会資本等形成の世代間負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	▶住民一人当たり負債額 ▶基礎的財政収支 ▶債務償還可能年数
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	▶住民一人当たり行政コスト ▶性質別・行政目的別行政コスト
自律性	歳入はどのくらい税金等で賄われているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	▶受益者負担割合

1 資産形成度

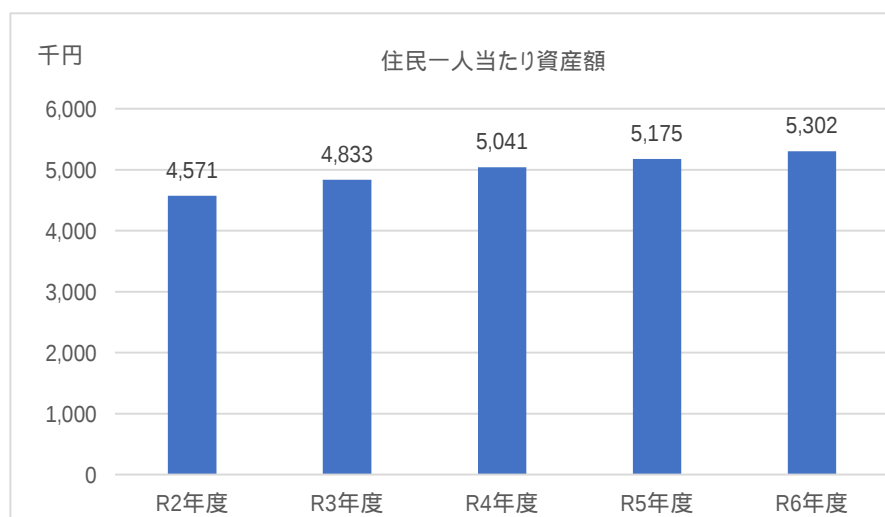
将来世代に残る資産はどのくらいあるか

住民一人当たり資産額

・資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとって理解しやすい情報となると共に、他団体との比較が容易になります。

算定式

$$\text{資産合計} \div \text{住民基本台帳人口}$$



住民一人当たり資産額

	資産(千円)	住民基本台帳人口(人)	住民一人当たりの資産額(千円)
R6年度	16,213,989	3,058	5,302
R5年度	16,271,409	3,144	5,175
R4年度	16,503,711	3,274	5,041
R3年度	16,143,527	3,340	4,833
R2年度	15,655,980	3,425	4,571

3月31日現在の住民基本台帳人口を使用

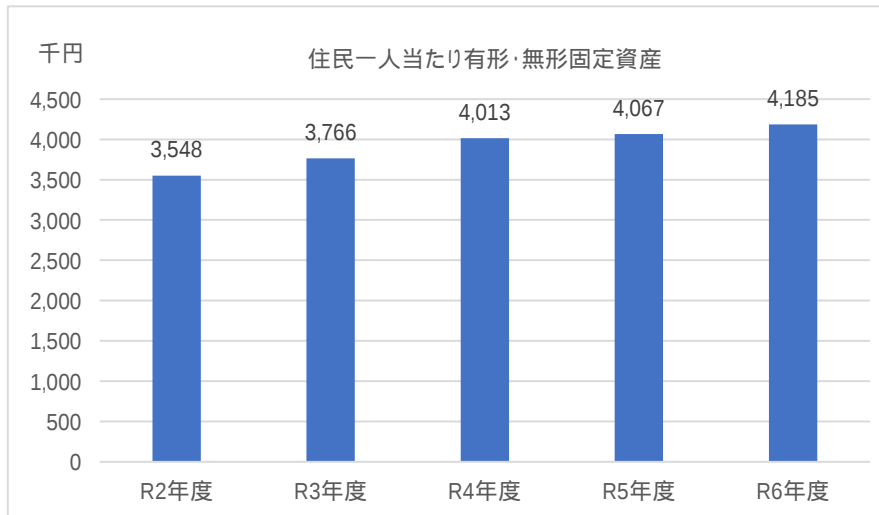
地方公共団体の資産形成度を分析するにあたり、住民1人当たりの資産額を算出することによって、住民にとってもわかりやすい情報となるとともに、類似団体とも比較が容易となります。

また、住民1人当たり資産額は、資産合計をベースに算定しますが、資産には、大きく分けて、住民サービスを提供するために保有し将来世代に引き継ぐ資産である有形・無形固定資産と、将来、債務返済や行政サービスに使用することが可能な資産(投資等、流動資産)とに分けられることから、「住民1人当たりの資産額」はさらに、「住民1人当たり有形・無形固定資産」と「住民1人当たり投資等・流動資産」とに分けて分析することも可能です。

経年比較においては資産の増減の要因や資産形成の傾向を明らかにすることが必要です。

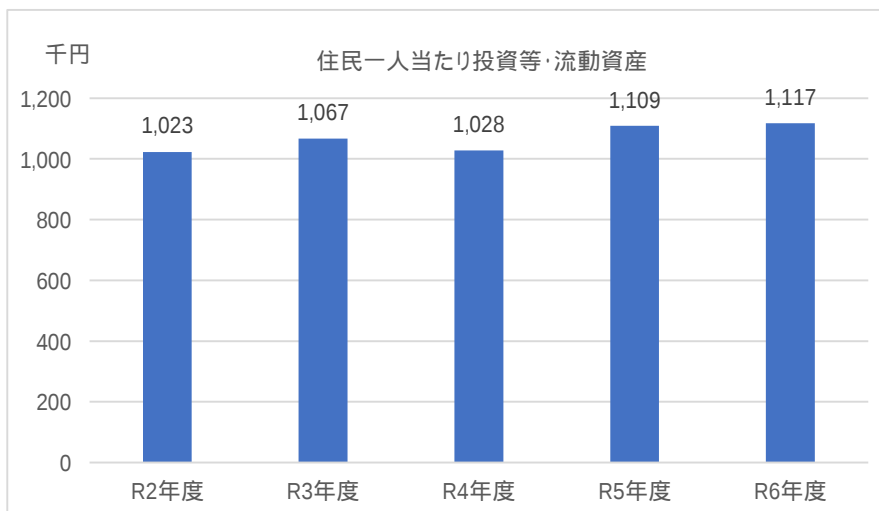
住民1人当たり資産額の増加は行政サービスに用いることができる資産形成が進み、資産の蓄積がなされたと評価することができますが、住民1人当たり資産額の大きな減少は、金額を取得価額等と減価償却累計額とに分け経年比較することで、人口減少等により資産圧縮に取り組んだ結果なのか、老朽化により金額が減少しているのかを把握し、資産圧縮であれば評価できます。

< 参考 >



住民一人当たり有形・無形固定資産

	有形・無形固定資産(千円)	住民基本台帳人口(人)	一人当たり 有形・無形固定資産
R6年度	12,797,760	3,058	4,185
R5年度	12,785,355	3,144	4,067
R4年度	13,138,918	3,274	4,013
R3年度	12,578,630	3,340	3,766
R2年度	12,152,807	3,425	3,548



住民一人当たり投資等・流動資産

	投資等流動資産(千円)	住民基本台帳人口(人)	一人当たり 投資等・流動資産
R6年度	3,416,229	3,058	1,117
R5年度	3,486,053	3,144	1,109
R4年度	3,364,793	3,274	1,028
R3年度	3,564,897	3,340	1,067
R2年度	3,503,173	3,425	1,023

有形固定資産の行政目的別割合

- ・有形固定資産の行政目的別(生活インフラ・国土保全、福祉、教育等)の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。
- ・経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握することができます。
- ・類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性の検討の参考になります。

有形固定資産の行政目的別の割合

	生活インフラ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	その他	合計
R6年度	48.3%	9.2%	0.8%	0.6%	20.7%	0.4%	19.6%	0.3%	100.0%
R5年度	48.0%	6.7%	0.9%	0.6%	22.2%	0.5%	20.7%	0.3%	100.0%
R4年度	46.8%	7.0%	0.9%	0.6%	23.0%	0.5%	20.8%	0.4%	100.0%
R3年度	49.0%	7.4%	1.0%	0.7%	25.5%	0.6%	15.4%	0.4%	100.0%
R2年度	49.5%	7.9%	1.1%	0.7%	27.6%	0.4%	12.3%	0.4%	100.0%

有形固定資産について、行政目的別の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本の形成の比重を把握することが可能となります。これを経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたのか、また、類似団体と比較することにより、資産形成の特徴を把握することが可能となります。

生活インフラ・国土保全の代表的な資産としては道路工作物等に代表されるインフラ資産があり、教育の代表的な資産としては学校施設がありますが、それらの公共資産がどのような比重で資産形成されているのか、また、どのような速度で資産形成されてきたか、ないしは老朽化が進んできているのか、を読み解くことが可能となります。

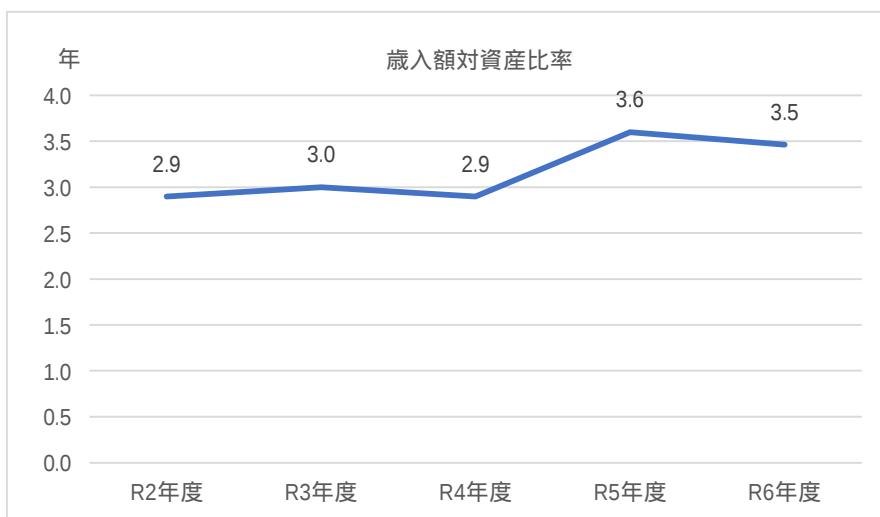
なお、施設の老朽化が加速している分野の分析については、金額を取得価額等と減価償却累計額に分けて経年比較することで、投資額が少ないことにより金額が小さいのか、老朽化により金額が減少しているかを把握することができます。

歳入額対資産比率

・当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができます。

算定式

$$\text{資産合計} \div \text{歳入総額}$$



歳入額対資産比率

	資産(千円)	歳入総額(千円)	歳入額対 資産比率(年)
R6年度	16,213,989	4,681,024	3.5
R5年度	16,271,409	4,549,401	3.6
R4年度	16,503,711	5,598,056	2.9
R3年度	16,143,527	5,401,616	3.0
R2年度	15,655,980	5,369,818	2.9

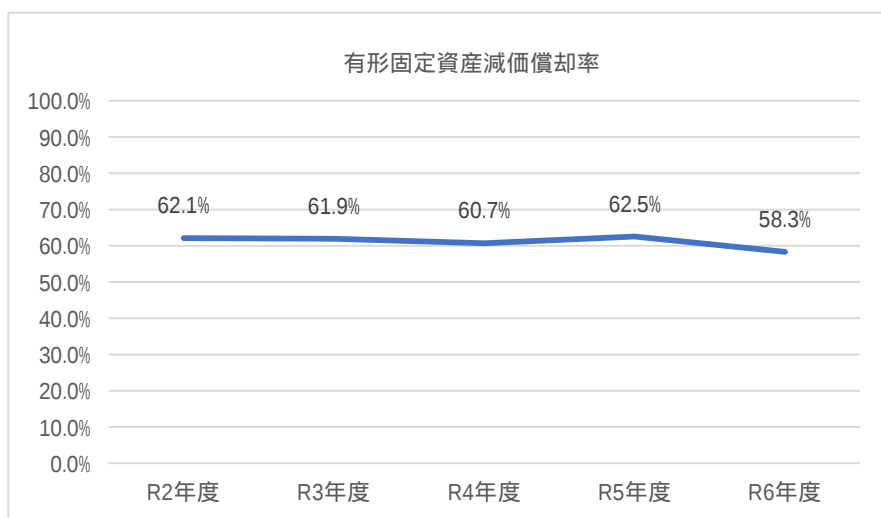
地方公共団体の資産形成度については、歳入総額に対する資産合計の比率を算出し、これまでに形成された資産が、何年分の歳入に相当するのかによっても測ることができます。

有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

- ・有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。
- ・固定資産台帳等を活用すれば、行政目的別や施設別の比率も算出することができます。

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計}-\text{土地等の非償却資産}+\text{減価償却累計額}}$$



有形固定資産減価償却率

	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産-非償却資産 +減価償却累計額(千円)	有形固定資産 減価償却率
R6年度	15,700,419	26,926,594	58.3%
R5年度	15,496,377	24,793,693	62.5%
R4年度	14,916,701	24,556,140	60.7%
R3年度	14,375,948	23,207,885	61.9%
R2年度	13,863,909	22,342,324	62.1%

保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過したのかを把握することが可能となります。さらに、行政目的別や施設別に当該比率を算出することにより、資産の償却が進んでいる行政分野や施設についてより詳細な把握が可能となり、公共施設マネジメントにおける老朽化対策の検討の情報として活用することも可能となります。

なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令による耐用年数を用いることを原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではないことに留意する必要があります。

<参考>

事業用資産における減価償却累計額

	減価償却累計額 (千円)	事業用資産-非償却資産 +減価償却累計額(千円)	有形固定資産 減価償却率
R6年度	7,133,522	12,464,475	57.2%
R5年度	6,798,347	12,057,546	56.4%
R4年度	6,464,016	11,987,921	53.9%
R3年度	6,163,919	10,746,983	57.4%
R2年度	5,890,443	10,156,578	58.0%

インフラ資産における減価償却累計額

	減価償却累計額 (千円)	インフラ資産-非償却資産 +減価償却累計額(千円)	有形固定資産 減価償却率
R6年度	8,566,897	14,462,119	59.2%
R5年度	8,357,756	12,212,334	68.4%
R4年度	8,152,024	12,068,916	67.5%
R3年度	7,946,141	12,054,713	65.9%
R2年度	7,745,102	11,794,385	65.7%

物品における減価償却累計額

	減価償却累計額 (千円)	物品取得価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
R6年度	379,396	525,048	72.3%
R5年度	340,274	523,813	65.0%
R4年度	300,661	499,302	60.2%
R3年度	265,888	406,190	65.5%
R2年度	228,364	391,362	58.4%

2 世代間公平性

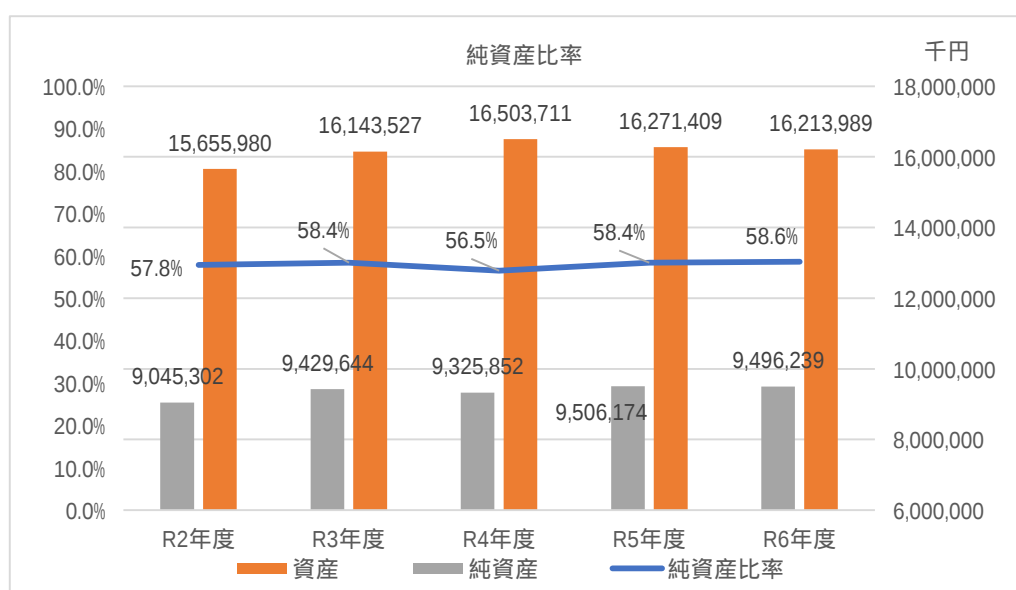
将来世代と現世代との負担の分担は適切か

純資産比率

- ・地方債の発行等を通じて、将来世代と過去及び現世代の負担の配分を行うと考えれば、純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。
- ・たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。
- ・なお、純資産は固定資産形成分及び余剰分(不足分)に分類されるため、その内訳にも留意する必要があります。

算定式

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$



純資産比率

	資産(千円)	純資産(千円)	純資産比率
R6年度	16,213,989	9,496,239	58.6%
R5年度	16,271,409	9,506,174	58.4%
R4年度	16,503,711	9,325,852	56.5%
R3年度	16,143,527	9,429,644	58.4%
R2年度	15,655,980	9,045,302	57.8%

純資産の増加は、過去及び現世代の負担により将来世代が利用可能な資源を蓄積したことを表す一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消していると捉えられます。このため、純資産に対する資産の比率を算出することにより、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたのかを把握し、世代間負担の公平性を測ることが可能となります。

また、純資産比率の経年比較によって、世代間負担がどのように推移しているのか把握するとともに、類似団体比較により、自団体の世代間負担が類似団体と比べてどのような傾向にあるのか把握することが可能となります。

社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)

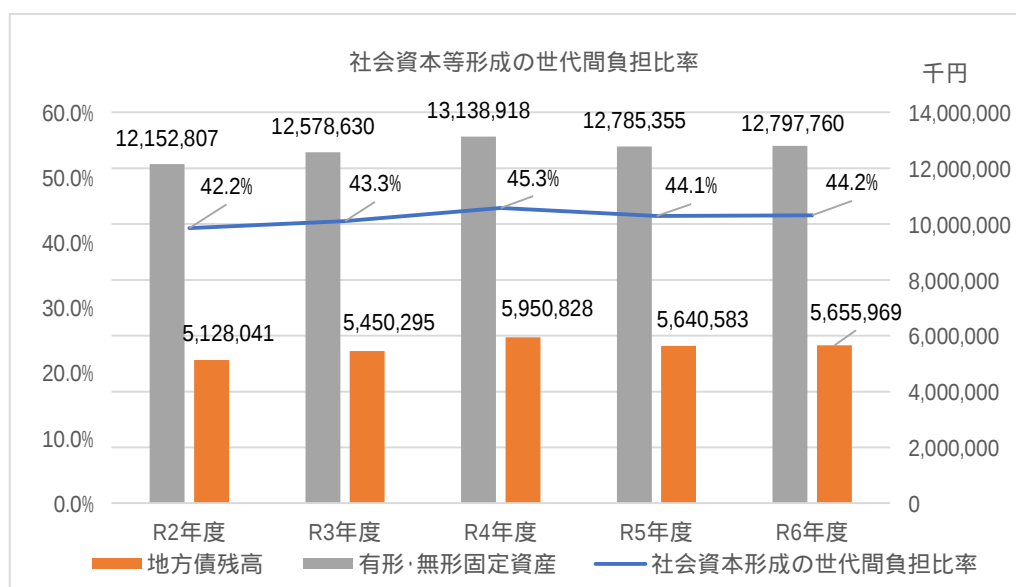
・有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)} = \frac{\text{地方債残高}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

地方債(借入先別)から以下を控除したもの

イ.臨時財政特例債 ロ.減税補填債 ハ.臨時税収補填債 ニ.臨時財政対策債 ホ.減収補填債特例分



社会資本等形成の世代間負担比率

	地方債残高(千円)	有形・無形 固定資産合計(千円)	社会資本等形成の 世代間負担比率
R6年度	5,655,969	12,797,760	44.2%
R5年度	5,640,583	12,785,355	44.1%
R4年度	5,950,828	13,138,918	45.3%
R3年度	5,450,295	12,578,630	43.3%
R2年度	5,128,041	12,152,807	42.2%

「社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)」は、社会資本等形成分と財源調達のうち将来世代負担となる地方債残高を比較することで、社会資本形成における世代間負担の状況を把握するものです。

純資産比率では、過去及び現世代と将来世代の負担割合を把握できますが、将来世代負担比率では、社会資本等形成に係る世代間の負担割合を把握することができます。

3 持続可能性

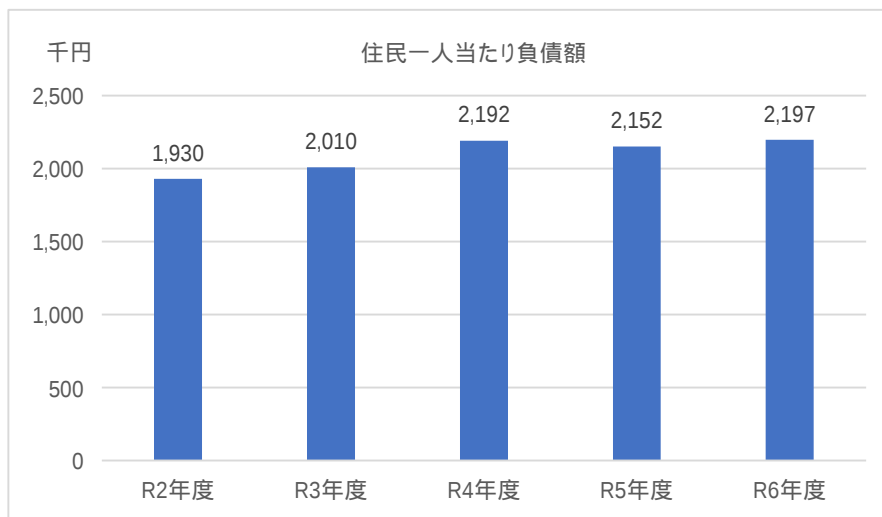
財政に持続可能性があるか
(どのくらい借金があるか)

住民一人当たり負債額

・負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

算定式

負債合計 ÷ 住民基本台帳人口



住民一人当たり負債額

	負債 (千円)	住民基本台帳人口(人)	住民一人当たりの 負債額(千円)
R6年度	6,717,749	3,058	2,197
R5年度	6,765,235	3,144	2,152
R4年度	7,177,859	3,274	2,192
R3年度	6,713,883	3,340	2,010
R2年度	6,610,678	3,425	1,930

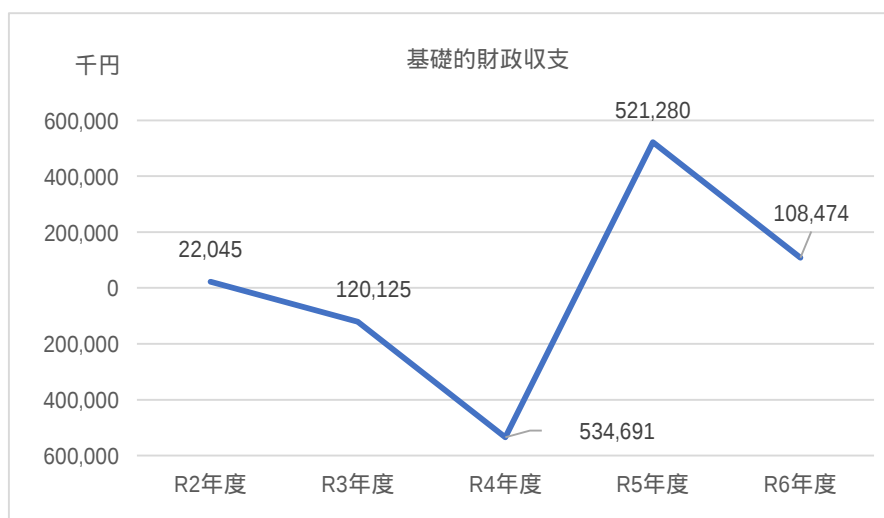
資産形成度を示す住民1人当たり資産額と同様、負債の総額では、団体ごとの財政規模が異なるため、単純に金額のみで比較することはできませんが、住民1人当たりの負債額を算出することで類似団体との比較が容易になるとともに、住民にとってもわかりやすい情報となります。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)

・ 税収・税外収入と公債費を除く歳出との収支を表し、その時点で必要とされる政策的経費をその時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標とされています。なお、基礎的財政収支が均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する債務の比率は増加しないため、持続可能な財政運営が実現できていると捉えることができます。

算定式

$$\begin{aligned} \text{基礎的財政収支} &= \text{業務活動収支(支払利息支出を除く)} \\ &\quad + \text{投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く)} \end{aligned}$$



基礎的財政収支

	業務活動収支 (支払利息支出を除く) (千円)	投資活動収支 (基金積立金支出及び基金取崩収入を除く)	基礎的財政収支 (千円)
R6年度	516,198	407,724	108,474
R5年度	668,992	147,712	521,280
R4年度	477,874	1,012,565	534,691
R3年度	572,435	692,560	120,125
R2年度	474,657	452,612	22,045

基礎的財政収支は、業務活動収支と投資活動収支のいずれも赤字の場合、またはどちらか一方が赤字の場合でも、マイナスになる可能性があります。公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となる中で、必要な事業を行えば基礎的財政収支はマイナスになる可能性があるため、この指標をどのように評価分析すべきかについては、検討が必要であり、一概に基礎的財政収支がプラスであることが、評価できるとは限らないことに留意が必要です。

また、基礎的財政収支が赤字となる場合には、赤字要因の分析にあたり、地方財政収支の不足額を補てんするために発行する特例的な地方債である臨時財政対策債等に留意し、業務活動収入に臨時財政対策債発行可能額及び減収補填債特例分発行額を加えた場合の基礎的財政収支についても参考とすることが考えられます。

なお、政府全体の財政健全化の目標にも使われていますが、地方公共団体においては、建設公債主義がより厳密に適用されており、原則として赤字公債に依存することができないため、同じ表現を使っている、国と地方の基礎的財政収支を一概に比較すべきではない点には留意が必要です。

債務償還可能年数

・実質債務が償還財源の何年分であることを示す指標です。

なお、この数値は、地方公会計から得られる情報ではないことから、地方公会計の取組においては参考指標という位置付けとなります。

算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額(1) - 充当可能財源(2)}}{\text{経常一般財源等(歳入)等(3) - 経常経費充当財源等(4)}}$$

1 将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

2 充当可能財源は、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高+充当可能特定歳入」とする。

3 経常一般財源等(歳入)等は、「経常一般財源等 + 減収補填債特例分発行額 + 臨時財政対策債発行可能額」とする。

なお、は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2収入の状況」、は地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式による。

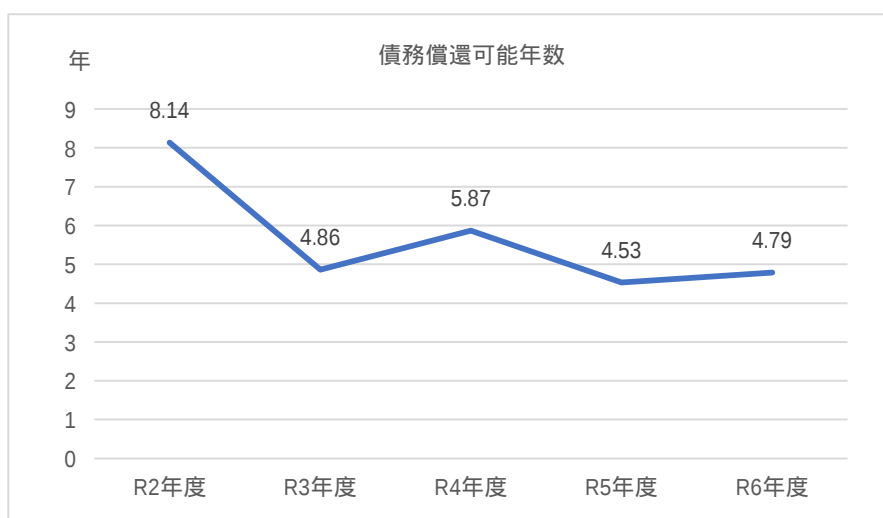
4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ～ハは地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式、二は地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。

イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

二 元金償還金(経常経費充当一般財源等)



債務償還可能年数

	将来負担額	充当可能財源	経常一般財源等(歳入)	経常経費充当財源等	/ 債務償還可能年数(年)
R6年度	7,914,711	3,226,763	2,725,784	1,746,585	4.79
R5年度	8,078,541	3,243,196	2,745,147	1,677,462	4.53
R4年度	8,701,283	2,992,200	2,639,366	1,665,985	5.87
R3年度	8,385,356	3,271,405	2,661,687	1,609,296	4.86
R2年度	8,409,020	3,073,798	2,365,913	1,710,832	8.14

4 効率性

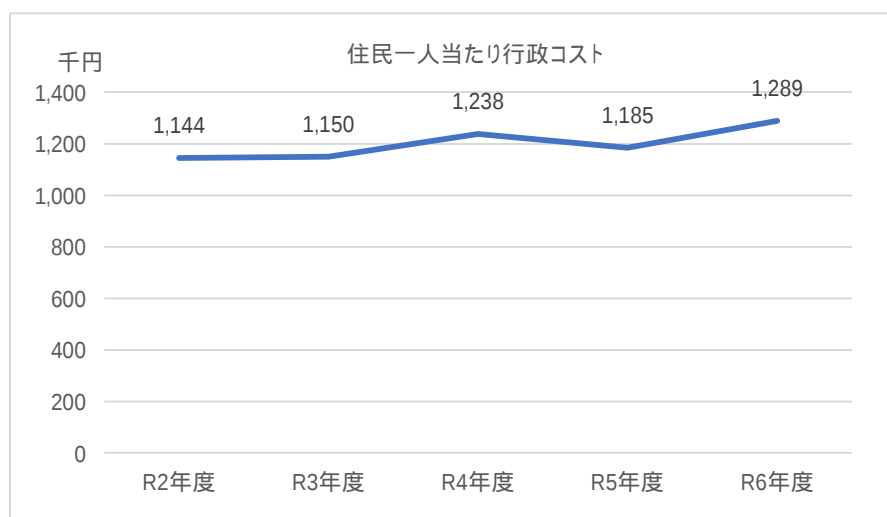
行政サービスは効率的に提供されているか

住民一人当たり行政コスト

・行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることができます。

算定式

$$\text{純行政コスト} \div \text{住民基本台帳人口}$$



住民一人当たり行政コスト

	純行政コスト (千円)	住民基本台帳人口(人)	住民一人当たりの 純行政コスト(千円)
R6年度	3,940,428	3,058	1,289
R5年度	3,724,093	3,144	1,185
R4年度	4,054,256	3,274	1,238
R3年度	3,839,428	3,340	1,150
R2年度	3,916,865	3,425	1,144

効率性を測るためには、行政コストに着目することが有効ですが、人口規模や面積等により、必要となるコストは異なるので、類似団体とそのまま比較することはできません。住民1人当たりの行政コストの額を算出することにより、住民にとってもわかりやすい情報となるとともに、類似団体とも比較が可能となります。

また、類似団体と比較する場合、コスト発生の要因(経常的に発生するものか、特殊事情により臨時的に発生するものか)を考慮し、経常的なコストに着目することも有効です。

したがって、類似団体との比較においては以下の指標が有効です。

< 参考 >

住民一人当たり純経常行政コスト

・住民一人当たり純経常行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政権能等により異なるものと考えられるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体等と比較することが適当です。

算定式

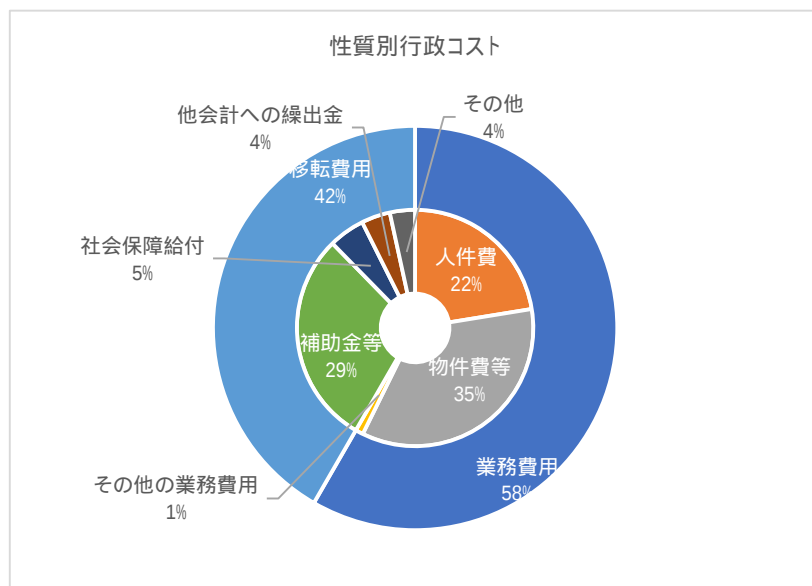
$$\text{純経常行政コスト} \div \text{住民基本台帳人口}$$

住民一人当たり純経常行政コスト

	純経常行政コスト (千円)	住民基本台帳人口(人)	住民一人当たりの 純経常行政コスト(千円)
R6年度	3,908,229	3,058	1,278
R5年度	3,665,518	3,144	1,166
R4年度	3,929,039	3,274	1,200
R3年度	3,539,890	3,340	1,060
R2年度	3,821,635	3,425	1,116

性質別行政コスト

- ・性質別行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり性質別行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動に係る効率性を測定することができます。
- ・類似団体との比較により当該団体の効率性を評価することができます。



性質別の行政コストを経年比較し増減分析することにより、効率性の度合いが把握できるとともに、行政目的別の行政コストを類似団体と比較することにより、どの分野の政策に重点を置いているのか把握することができます。

住民一人当たり人件費・物件費等

	人件費・物件費等 (千円)	住民基本台帳人口(人)	住民一人当たり 人件費・物件費等(千円)
R6年度	2,299,197	3,058	752
R5年度	2,196,857	3,144	699
R4年度	2,318,286	3,274	708
R3年度	2,072,136	3,340	620
R2年度	2,033,673	3,425	594

5 自律性

歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか
(受益者負担の水準はどうなっているか)

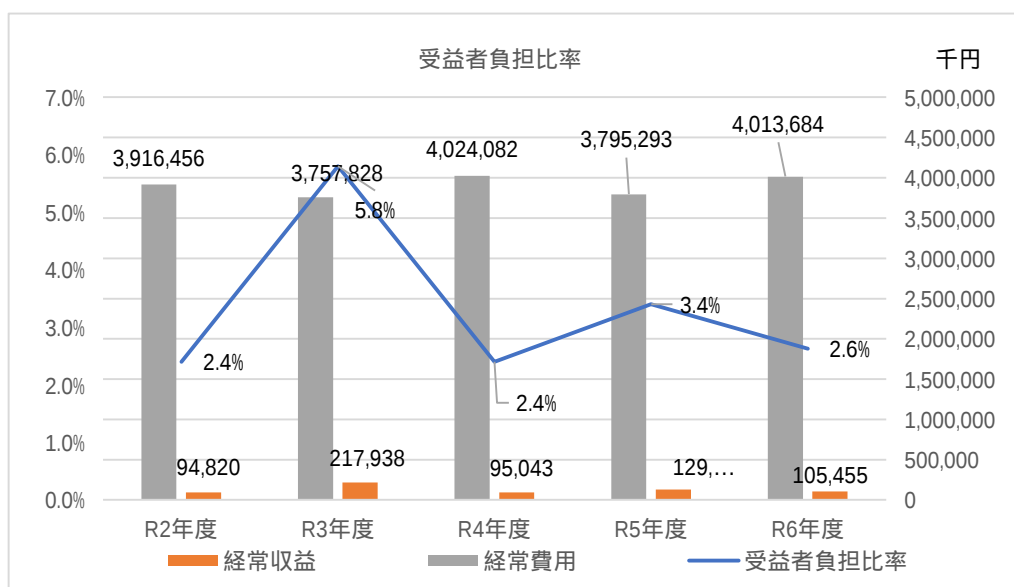
受益者負担の割合(受益者負担比率)

・行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な割合を算出することができます。

・また、事業別・施設別に算出することにより、受益者負担の割合を詳細に分析することもできます。

算定式

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$



受益者負担の割合(受益者負担比率)

	経常収益 (千円)	経常費用 (千円)	受益者負担比率
R6年度	105,455	4,013,684	2.6%
R5年度	129,774	3,795,293	3.4%
R4年度	95,043	4,024,082	2.4%
R3年度	217,938	3,757,828	5.8%
R2年度	94,820	3,916,456	2.4%

受益者負担比率は、経常収益を経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する負担(経常費用)について、どの程度使用料、手数料等の受益者負担(経常収益)で賄えているのかを表しています。これを経年比較及び類似団体比較することにより、受益者負担の特徴を把握することが可能です。

また、事業別・施設別の受益者負担の割合を算出することにより、各事業・施設の受益者負担の状況を分析し、使用料等の見直しの必要性等の検討につなげることが可能となります。なお、受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては経常収益に含まれないため、課題の設定によっては、分担金や負担金を加えた比率で分析することが考えられます。